

通園頻度

市立	心身障がい福祉センター
	西部療育センター
	東部療育センター
民間	あゆみ学園
	めばえ学園
民間	ゆたか学園 (3~5歳児のみ)
	しいのみ学園 (3~5歳児のみ)
	joyひこばえ (3~5歳児のみ)
	こだま (3~5歳児のみ)
	野の花 (3~5歳児のみ)
民間	さくら園 (3~5歳児のみ)

肢 体	年齢	~1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	日数/週	1日	2日	3日	5日	

知 的	年齢	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	日数/週	1日	2日	5日	5日	

令和5年4月1日在籍人数

※1日時点

		在籍人数					
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 (年少児)	4歳児 (年中児)	5歳児 (年長児)
肢体 不自由	あいあい	0	2	4	8	2	1
	西部	0	7	4	7	4	0
	あゆみ	0	4	10	6	6	2
	東部	0	3	5	6	3	7
知的	あいあい	0	1	25	0	0	0
	西部	0	0	11	7	26	30
	めばえ	0	1	8	6	20	13
	東部	0	2	11	11	15	18
	あゆみ	0	0	0	2	0	1
	ゆたか				17	14	27
	しいのみ				6	15	13
	ひこばえ				11	13	12
	こだま				5	3	17
	野の花				8	14	14
さくら園				7	7	13	
難聴	あいあい	0	6	7	2	3	6
視覚	あいあい	0	4	2	0	0	0

児童発達支援センター（療育センター含む）の受入人数及び待機児童数

あいあいセンター（中央区長浜）			R1	R2	R3	R4	R5	
施設定員		通園頻度	100	100	100	100	100	
受入人数（4/1現在）	肢体	1歳：週1日、2歳：週2日、3歳：週3日、4.5歳：週5日	17	17	18	19	17	
	知的1～2歳	1歳：週1日、2歳：週2日	22	18	19	20	27	
	視覚	1歳：週1日、2歳：週2日	2	4	0	2	6	
	難聴		0歳：集団療育月2回、個別月2回	43	42	34	28	24
			1歳：集団療育週1.5回、個別月2回					
		2歳：集団療育週2回、個別月2回						
		3歳：集団療育週2回、個別月2回						
	4.5歳：集団療育週1回、個別週1回							
	合計		84	81	71	69	74	
待機児童数（4/1現在）			0	0	0	0	0	
待機児童数（11/1現在）※R5は8/1現在			0	0	0	0	0	

※定員に対して受入人数が少ないのは、肢体不自由児の在籍児数が減少傾向にあるため

西部療育センター（西区内浜）			R1	R2	R3	R4	R5
施設定員		通園頻度	70	70	70	70	70
受入人数（4/1現在）	肢体	1歳：週1日、2歳：週2日、3歳：週3日、4.5歳：週5日	34	30	20	18	22
	知的1～2歳	1歳：週1日、2歳：週2日	11	14	12	15	11
	知的3～5歳	3～5歳：週5日	67	64	59	64	63
	合計		112	108	91	97	96
待機児童数（4/1現在）			15	2	0	0	0
待機児童数（11/1現在）※R5は8/1現在			11	2	6	1	0

東部療育センター（東区青葉）			R1	R2	R3	R4	R5
施設定員		通園頻度	70	70	70	70	70
受入人数（4/1現在）	肢体	1歳：週1日、2歳：週2日、3歳：週3日、4.5歳：週5日	29	33	26	29	24
	知的1～2歳	1歳：週1日、2歳：週2日	20	11	8	8	13
	知的3～5歳	3～5歳：週5日	65	65	48	51	44
	合計		114	109	82	88	81
待機児童数（4/1現在）			1	0	0	0	0
待機児童数（11/1現在）※R5は8/1現在			1	0	0	0	0

あゆみ学園（南区屋形原）			R1	R2	R3	R4	R5
施設定員		通園頻度	40	40	40	40	40
受入人数（4/1現在）	肢体	1歳：週1日、2歳：週2日、3歳：週3日、4.5歳：週5日	38	30	29	28	28
	知的3～5歳	3～5歳：週5日	6	5	2	4	3
	合計		44	35	31	32	31
待機児童数（4/1現在）			0	0	0	0	0
待機児童数（11/1現在）※R5は8/1現在			0	0	0	0	0

※定員に対して受入人数が少ないのは、肢体不自由児の在籍児数が減少傾向にあるため

めばえ学園（博多区半道橋）			R1	R2	R3	R4	R5
施設定員		通園頻度	40	40	40	40	40
受入人数（4/1現在）	知的1～2歳	1歳：週1日、2歳：週2日	13	9	9	12	9
	知的3～5歳	3～5歳：週5日	42	35	39	45	39
	合計		55	44	48	57	48
待機児童数（4/1現在）			0	0	0	0	0
待機児童数（11/1現在）※R5は8/1現在			0	0	0	0	0

ゆたか学園（城南区大字東油山）			R1	R2	R3	R4	R5
施設定員		通園頻度	50	50	50	50	50
受入人数（4/1現在）	知的3～5歳	3～5歳：週5日	59	56	58	58	58
待機児童数（4/1現在）			8	1	2	2	3
待機児童数（11/1現在）※R5は8/1現在			6	2	3	8	6

しいのみ学園（南区井尻）			R1	R2	R3	R4	R5
施設定員		通園頻度	30	30	30	30	30
受入人数（4/1現在）	知的3～5歳	3～5歳：週5日	36	32	35	34	34
待機児童数（4/1現在）			1	0	0	0	0
待機児童数（11/1現在）※R5は8/1現在			0	0	1	3	4

joyひこばえ（博多区上川端町）			R1	R2	R3	R4	R5
施設定員		通園頻度	30	30	30	30	30
受入人数（4/1現在）	知的3～5歳	3～5歳：週5日	38	38	38	36	36
待機児童数（4/1現在）			1	1	11	0	0
待機児童数（11/1現在）※R5は8/1現在			0	3	10	0	2

こだま（博多区井相田）			R1	R2	R3	R4	R5
施設定員		通園頻度	30	30	30	30	30
受入人数（4/1現在）	知的3～5歳	3～5歳：週5日	25	25	32	31	25
待機児童数（4/1現在）			0	0	1	3	0
待機児童数（11/1現在）※R5は8/1現在			0	3	0	3	0

野の花（西区今津）			R1	R2	R3	R4	R5
施設定員		通園頻度	30	30	30	30	30
受入人数（4/1現在）	知的3～5歳	3～5歳：週5日	16	22	34	36	36
待機児童数（4/1現在）			0	0	0	1	4
待機児童数（11/1現在）※R5は8/1現在			0	0	0	2	4

さくら園（東区雁ノ巣）			R1	R2	R3	R4	R5
施設定員		通園頻度	R3開所		30	30	30
受入人数（4/1現在）	知的3～5歳	3～5歳：週5日					
待機児童数（4/1現在）							
待機児童数（11/1現在）※R5は8/1現在							

合計			R1	R2	R3	R4	R5
施設定員			490	490	520	520	520
受入人数（4/1現在）	肢体		118	110	93	94	91
	知的1～2歳		66	52	48	55	60
	知的3～5歳		354	342	359	385	365
	視覚		2	4	0	2	6
	難聴		43	42	34	28	24
	合計		583	550	534	564	546
待機児童数（4/1現在）			26	4	14	6	7
待機児童数（11/1現在）※R5は8/1現在			18	10	20	17	16

※令和元年度の受入人数は4月末日時点

●「待機児童」は全て、知的3～5歳

市立

民間

■西部療育センター

療育指導室:10部屋 最大受入人数:112人(2.47 m²/人)

■東部療育センター

療育指導室:9部屋 最大受入人数:143人(2.47 m²/人)

■南部療育センター

療育指導室:9部屋 最大受入人数:158人(2.47 m²/人)

児童発達支援給付費の考え方

○定員超過利用減算 所定単位数の70%を算定

※以下のいずれかに該当する場合（報酬告示別表第1の1の注3(1)）

- ・1日あたり利用障害児数が、定員50人以下の場合には当該定員の150%を、定員が51人以上の場合には当該定員から50を差し引いた員数の125%に75を加えた数を、それぞれ超過している場合
- ・過去3か月間の平均利用障害児数が、定員の125%を超過している場合（ただし、定員11人以下の場合には当該定員に3を加えた数を超過している場合）

出典：「障害者総合支援法 事業者ハンドブック 報酬編 2021年版－報酬告示と留意事項通知」中央法規出版株式会社 764P

児童発達支援管理責任者の実務経験要件について

以下の①～③のいずれかを満たしていること

- ①イ及びロの期間が通算して5年以上で、当該期間からハの通算期間を除いた期間が3年以上である者
- ②ニの期間が通算して8年以上で、当該期間からホの通算期間を除いた期間が3年以上である者
- ③イ、ロ及びニの通算期間からハ及びホの通算期間を除いた期間が3年以上かつヘの通算期間が5年以上である者

	次の(1)から(6)に掲げる者が、相談支援の業務(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)に従事した期間
イ	(1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従業者
	(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者
	(3) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設(※5)、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設(※6)、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者
	(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者
	(5) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校その他これらに準ずる機関の従業者
	(6) 病院若しくは診療所の従業者又はこれらに準ずる者で、以下のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事任用資格者(※1) ・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者(※2) ・ヘに掲げる資格を有している者 ・イの(1)から(5)に掲げる従業者の期間が1年以上の者
ロ	次の(1)から(5)に掲げる者であって、以下のいずれかの資格を有して、直接支援の業務(身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務)に従事した期間 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事任用資格者(※1) ・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者(※2) ・保育士、児童指導任用資格者(※3) ・精神障害者社会復帰指導員 (以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)
	(1) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設(※5)、介護老人保健施設(※6)、療養病床(病院又は診療所の病室であって医療法に規定する療養病床)その他これらに準ずる施設の従業者 ※認可外保育所等、当該事業の実施に認可が求められる事業において、認可外は対象外となります。
	(2) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる施設の従業者
	(3) 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

	(4)	特例子会社、助成金受給事業所(重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業所)その他これらに準ずる施設の従業者
	(5)	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校その他これらに準ずる機関の従業者
ハ		老人福祉施設(※5)、救護施設、更生施設、介護老人保健施設(※6)、地域包括支援センターの事業者が、 相談支援の業務 に従事した期間 老人福祉施設(※5)、介護老人保健施設(※6)、療養病床、老人居宅介護等事業(※7)、特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が 直接支援の業務 に従事した期間
ニ		口の(1)から(5)に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間
ホ		老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床、老人居宅介護等事業、特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が直接支援の業務に従事した期間
ハ		医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

<注意事項>

① 対象者について

相談支援業務及び直接支援業務の対象者について、児童(こども)に関しては、障がい児に限らず、児童全般に対する支援を指します

② 対象となる支援内容について

対象事業を実施する施設等には在籍していたが、相談支援業務または直接支援業務に従事していない場合は、実務経験には含まれません。

③ 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることを言うものとする。例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものを言う。

(※1)社会福祉主事任用資格者

厚生労働省ホームページ:『社会福祉主事任用資格の取得方法』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html

(※2)訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者

訪問介護員1級・2級課程、介護職員基礎研修修了者、介護職員初任者研修修了者、介護福祉士実務者研修修了者、介護福祉士